

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの  
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第5回）

1. 日 時

平成29年4月20日（木） 10時30分～10時45分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：市川旅客課バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 菅井審議官、川崎調査官、木村課長補佐、  
鈴木課長補佐

4. 議事概要

- 自動車局が宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、前回審議時の質問事項（標準原価ブロックを設けた時期、過去における見直しの有無）に対する回答を説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 標準原価ブロックの地域区分見直しについて何らかの基準があるのか。
  - ② 標準原価ブロックの数に変動はあるのか。  
等についての質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① 標準原価ブロックの地域区分の見直しは、業界からの要望や、現行の区分が現状にそぐわなくなったことへの対応として行っている。ただ、ブロック毎の標準原価は、国が行う補助制度にも影響するため、見直しの検討は慎重に行う必要がある。なお、昭和43年に標準原価ブロックを設けて以降、地域区分についてはこれまで4回見直しを行っている。

② 標準原価ブロックは、昭和43年時点では35ブロックであったが、  
道路交通網の整備等を踏まえ、現在は21ブロックとなっている。  
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。